

令和6（2024）年11月29日開催

令和6（2024）年度

柏崎市農業委員会 第25期 第18回総会議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第25期 第18回総会 議事録

- 1 日 時 令和6（2024）年11月29日（金）
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条許可申請について
議第4号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
議第7号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
議第8号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積等促進計画の決定について
議第9号 令和6（2024）年賃借料情報の提供について
報第1号 令和6（2024）年度農地パトロール結果報告について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

山崎事務局長

これより、第18回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

石塚議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人です。欠席報告1人。遅参と思われる者1人。現在の出席委員数は17人で、過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は24人であります。

石塚議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

それでは、1番 春日 知代委員、19番 平野 松夫委員の2人を議事録署名委員に指名します。

石塚議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

吉田主事

議案書1ページを御覧ください。議第1号 農地法第3条許可申請について、御説明いたします。

申請番号1 松波二丁目地内、畑、287 m²。自作地の売買。新規就農。〇〇〇円です。

申請番号2 善根地内、10筆、田及び畑、計3,186 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号3 城東一丁目地内、畑、117 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号4 畔屋地内、4筆、田、計3,407 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号5 畔屋地内、3筆、田、計2,229 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号6 茨目二丁目地内、畑、125 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

議案書2ページを御覧ください。

申請番号7 安田地内、田、806 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号8 高柳町石黒地内、7筆、田、計1,382 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号9 水上地内、田、336 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1から9について、それぞれ地区担当の委員、事務局の大橋係長、和田主任、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第6号までに該

当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 土合地内、4 筆、田、計 424 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請地につきまして、平成 2 年頃に申請者の亡き父が自宅の建築及び庭の造成を行い、以降も申請者が自宅の敷地として利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 2 土合地内、2 筆、畑、計 240 m²。物置、カーポート、駐車場。第 3 種でございます。

申請地につきまして、昭和 52 年頃に申請者の亡き父が作業所を建築し、以降、申請者が物置として利用しているほか、カーポート敷地及び駐車場としても利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 3 四谷一丁目地内、2 筆、畑、計 233 m²。販売用住宅敷地の拡張。第 3 種でございます。

申請地につきまして、昭和 43 年頃から申請者の先代が住宅敷地の一部として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特

に問題はありませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 新田畑地内、畑、4.77 ㎡。宅地の拡張。第 3 種でございます。

申請人は、申請地の隣接地に居住しておりますが、冬期の落雪処理のためのスペースが必要なことから、申請地を利用する計画となっております。

申請番号 2 槇原町地内、畑、165 ㎡。宅地の拡張。第 3 種でございます。

本件につきまして、譲受人は譲渡人から申請地を借り受け、以前から住宅敷地の一部として利用していることから、今回、譲受人から従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けた上で追認許可を求めるものです。

申請番号 3 椎谷地内、畑、209 ㎡。宿泊施設敷地の拡張。第 3 種でございます。

本件につきまして、譲受人は宿泊施設の経営等を行う法人であり、申請地の隣接地において宿泊施設を保有しておりますが、今後、申請地を屋外のバーベキューや飲食スペースなどとして利用する計画となっております。

申請番号 4 城東一丁目地内、3 筆、田及び畑、計 117 ㎡。車庫及び物置。第 3 種でございます。

申請地につきまして、譲渡人が以前に車庫及び物置を建築したことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けた上で追認許可を求めるものです。譲受人は、今

後、申請地付近の住宅に転居する予定であり、申請地を取得して車庫及び物置を利用する計画となっています。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 4 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 4 号から第 7 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

和田主任

議第 4 号から 7 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、一括して説明いたします。

こちらの案件につきましては、8 月に配布をお願いいたしました、更新分と新規の成果でございます。大変ありがとうございました。

まず、5 ページを御覧ください。議第 4 号でございます。一般賃借分の新規設定でございます。32 人の所有者から 7 人の耕作者の方に権利設定が新たにされるものでございます。3 年、10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 144 筆、61,373.8 m²、畑が 3 筆、625 m²でございます。

続きまして、14 ページを御覧ください。議第 5 号でございます。一般賃借分の再設定でございます。198 人の所有者から 69 人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。3 年、6 年、10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 550 筆、780,682 m²、畑が 1 筆、20 m²です。

続きまして、57 ページを御覧ください。議第 6 号でございます。一般分使用貸借権の新

規設定分でございます。4 人の所有者から 2 人の耕作者の方に権利が新規設定されるものでございます。10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 6 筆、3,833 m²、畑が 1 筆、495 m²でございます。

最後になります。59 ページを御覧ください。議第 7 号でございます。一般分使用貸借権の再設定分でございます。33 人の所有者から 20 人の耕作者の方に権利が新規設定されるものでございます。3 年、6 年、10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 93 筆、73,829.8 m²、畑が 59 筆、12,213.8 m²でございます。

議第 4 号から議第 7 号までについて、御承認を得られれば、令和 6（2024）年 12 月 19 日を公告の予定日とし、権利の開始については 12 月 20 日を予定しています。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号から議第 7 号までの案件について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 4 号から議第 7 号までの案件を事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 8 号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積等促進計画」について、事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 68 ページを御覧ください。議第 8 号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積等促進計画の決定について御説明いたします。

農地中間管理事業に基づく、農用地利用集積等促進計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業。2、権利の種類、農地中間管理権（賃借権）の設定（新規設定分）。3、権利の開始日、令和 6（2024）年 12 月 28 日。4、権利の設定期間、5 年。5、対象農地の面積、田、7 筆、5,427 m²。6、関係人の数、受入 1 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）。7、実施地区、柏崎市。8、公告予定年月日、令和 6（2024）年 12 月 27 日を予定しております。9、計画の明細は 69 ページのとおりです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

議第 8 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 9 号 令和 6（2024）年賃借料情報の提供について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 70 ページを御覧ください。議第 9 号 令和 6（2024）年賃借料情報の提供について、御説明いたします。

議第 9 号 令和 6（2024）年賃借料情報の提供について。このことについて、下記により令和 6（2024）年の賃借料の情報を提供するものとする。令和 6（2024）年 11 月 29 日提出。柏崎市農業委員会 会長 石塚 道宏。記 提供期日、令和 7（2025）年 1 月 1 日。提供の方法、農業委員会だより（第 50 号）で、えちご中越農業協同組合を通じて組合員に配布する。あわせて柏崎市ホームページに掲載する。提供の内容、別紙のとおり。

続きまして、議案書 71 ページの「柏崎市賃借料情報」を御覧ください。賃借料情報につきましては、農地法第 52 条の規定により、農業経営基盤強化促進法等により賃借された実勢の賃借料を集計・提供するもので、表には、令和 6 年 1 月から 12 月までに締結・公告された農地の賃借料情報が記載されています。内訳としまして、実際に賃借された筆数は、市内全体で田が 2,450 筆、畑が 31 筆の合計 2,481 筆でした。昨年の筆数は、田が 1,654 筆、畑が 14 筆の合計 1,668 筆でしたので、今年の筆数は昨年より田が約 1.5 倍、畑が約 2.2 倍に増加しております。筆数の増加の主な要因としましては、来年 4 月から農業経営基盤強化促進法による相対の利用権設定が廃止され、農地中間管理事業による利用権設定に移行することに伴い、来年春に契約更新が予定されていた相対の利用権設定を中途解約し、前倒しして今年秋に新規契約した筆が加わったことによるものと考えられます。

提供情報につきましては、ここから全データの平均額の 1.7 倍を超える契約と、0.3 倍を下回る契約は、「特殊取引」として除外しております。この基準で除外した筆数は、田 248 筆、畑 10 筆となります。その結果、提供情報としては、この特殊取引を除外したあとの田 2,202 筆、畑 21 筆について、地域別賃借料に「最も多い締結額」、「最低額」、「最高額」、「デ

ータ総数」を示しています。

なお、米山・高浜地域につきましては、対象期間中の賃貸借契約の締結・公告がございませんでしたので、表には実績なしと記載しております。

私からの説明は、以上となります。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 9 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 9 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「報第 1 号 令和 6（2024）年度農地パトロール結果報告について」、事務局の報告を求めます。

和田主任

皆様におかれましては、農地パトロールの活動を実施いただき、大変お疲れ様でした。各班から御報告いただきました農地パトロールの結果を取りまとめましたので、御報告申し上げます。

議案書 72 ページを御覧ください。報第 1 号 令和 6 年度 農地パトロール結果報告でございます。

御報告いただいた内容につきましては、耕作条件が悪く、耕作放棄され重機等で再生困難な農地が多くありました。こうした中で、一部の農地においては、委員の皆様から所有者や耕作者、地元関係者への聴取りや働きかけ、指導といった水際での対応に御尽力いただいております。

御報告いただいた農地につきましては、今後、精査の上、関係者への連絡や意向調査、非農地通知、指導等の対応を事務局で検討いたします。委員の皆様におかれましては、今後引き続き、問題の解消に向けて、所有者や耕作者、地元関係者への聴き取りや働きかけ、指導をお願いいたします。

報告は以上となります。ありがとうございました。

石塚議長

ただ今の事務局からの報告を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。報第 1 号の報告を終了します。

石塚議長

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

山崎事務局長

(その他連絡事項)

石塚議長

以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午後 2 時 0 9 分

柏崎市農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____